2026 年 11 月 24 日

学生の皆さんへ

南山大学学生課

日本学生支援機構からのお知らせ

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申しあげます。令和８年 11 月 20 日からの大雪に係る災害救助法適用地域および適用日が下記の通り定められました。つきましては当該の災害により、家計が急変し奨学金を希望する学生を対象に、給付奨学金の家計急変採用、および貸与奨学金の緊急・応急採用の申請を受け付けています。詳しくは学生課までご相談ください。

記

１.適用地域および適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
令和８年 11 月 20 日からの大雪に係る災害救助法適用地域※ 日本学生支援機構 Web ページ（1 年以内の災害救助法適用地域）： https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html ※適用地域・適用日が追加される場合がございます。	11 月 20 日

※　上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

２.奨学金の種類

- 給付奨学金（給付奨学金および授業料減免）家計急変採用
- 貸与奨学金（第一種奨学金：無利子）緊急採用
- 貸与奨学金（第二種奨学金：有利子）応急採用

JASSO 災害支援金

上記の家計急変・緊急・応急採用のほかに、学生またはその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また自治体からの避難勧告等が 1 か月以上続いた方につきまして、随時「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けています。詳細は日本学生支援機構 Web ページでご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html

以上

■問い合わせ先■
南山大学　学生課奨学金係　（平日　9：00 - 17：00）
E-mail：scholarships-s@nanzan-u.ac.jp
Phone：052-832-3118